

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2521号

平成25年11月12日火曜日 第2521号

◇ 目 次 ◇
告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4件)(経営支援課)884漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産課)886介護員養成研修事業者の指定(中予地方局地域福祉課)886道路の区域変更(県道久谷森松停車場線)(中予地方局管理課)886開発行為に関する工事の完了(2件)(中予地方局建築指導課)887公告合速画像配信システムの借入れ(障害福祉課)887

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1226号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成25年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出日
平田ショッピングセンタ - 敷地 B	松山市平田町190番 地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名及 び住所	マックスバリュ西日 本株式会社 代表取締役 藤本 昭 兵庫県姫路市北条口 四丁目4番地	マックスバリュ西日 本株式会社 代表取 章仏 加票 章広島市南区段 原南一丁目 3番52号	平成25年 5 月22日	平成25年 10月29日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1227号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日

から4月間縦覧に供する。

平成25年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
マックスバリュ今治阿方	今治市阿方字山之間	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	マックスバリュ西日 本株式会社	マックスバリュ西日 本株式会社	平成25年	平成25年
店	甲371番 2 外23筆	大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	代表取締役 岩本 隆雄	代表取締役 加栗 章男	5月22日	10月29日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1228号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月	届出日
ᅸᅸᅶᇄᅓᅺᄀᄄ	新居浜市松神子三丁	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名及び住所	マックスバリュ西日	マックスバリュ西日	平成25年 5 月22日	
ザ・ビッグ松神子店 	目89番 1 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名及 び住所	本株式会社 代表取締役 藤本 昭 兵庫県姫路市北条口	本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段		平成25年 10月29日
西の土居ショッピングセ ンター	新居浜市西の土居一 丁目153番地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名及 び住所	四丁自4番地	原南一丁目3番52号		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1229号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成25年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
マックスバリュ西条大町	· 大町 西条市大町322 - 1	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	マックスバリュ西日 本株式会社	マックスバリュ西日 本株式会社	平成25年	平成25年
店	外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	代表取締役 岩本 隆雄	代表取締役 加栗 章男	5月22日	10月29日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1230号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

- 1111 -

平成25年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年11月12日から25日まで

○愛媛県告示第1231号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号 の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年11月12日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 定年月日
社会福祉法人アテーナ 会	松山市保免中三丁目 3 番23号	介護職員初 任者研修に 関する課程	平成25年 10月31日

○愛媛県告示第1232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地 の 員	延	長	備:	考
県	道	カ公z	大小/ 古言	5.48 6	松山市久谷町甲55番2地先から		旧	メート 3.7	ル ~10.1	火口キ 0.0			
	坦	人 分分 和	条松停耳	平场 級	同町甲65番1地先まで		新	4 9	~ 17 .4	۵ 0)55		

○愛媛県告示第1233号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成25年11月12日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第36号 平成25年10月31日	伊予郡松前町大字中川原字新開181番 1、182番 1、182番 5	高知市北御座 9番11号 株式会社スリーエフ中四国 代表取締役 山 本 武 可

○愛媛県告示第1234号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成25年11月12日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第27号 平成25年11月1日	伊予郡松前町大字恵久美字上沖458番	伊予郡松前町北黒田342番地 2 有限会社アットホーム 代表取締役 田 原 信 幸

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

高速画像配信システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

高速画像配信システム 1 式 (使用にあたり必要な付帯装置、

搬入、据付け、調整、設置、保守等1式を含む)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成26年3月1日から平成32年2月29日まで

(5) 借入場所

愛媛県立子ども療育センター

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の 製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認め られた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県立子ども療育センター事務局

〒791 - 0212

愛媛県東温市田窪2135番地

電話(089)955-5530

(2) 入札書の受領期限

平成25年12月25日(水)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成25年12月25日 (水)午前10時00分 愛媛県立子ども療育センター1階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した 物品を納入できることを証明する書類等を、入札書の提出に先 立って提出しなければならない。 なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容 に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 受領期限:平成25年12月10日(火)午後5時

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低 価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
 Picture archiving and communication system, 1 set
- (2) Time limit of tender: 09:59 a .m ., 25 December 2013
- (3) For further information , please contact : Secretariat , E hime Rehabilitation Center for Children ,2135 Tanokubo , Toon , Ehime 791 0212 Japan TEL (089)955 5530

平成25年11月12日 発行 888